

からだの痛み相談・支援事業実施法人

公募要領

令和5年2月

厚生労働省

1. 総則

からだの痛み相談・支援事業（以下、「本事業」という。）を実施する法人に対して事業費の補助を行うための公募について、この要領を定める。

2. 法人の業務

法人の業務は、「からだの痛み相談・支援事業実施要綱」に規定する業務とする。

3. 応募の資格

以下の全ての条件を満たす法人であること。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 本事業を適切に実施できる能力を有する法人であること。
- (3) 慢性の痛みに関して幅広い知見と経験を有していること。

4. 令和5年度補助予定額

- (1) 予算額案 12,568千円(消費税及び地方消費税額を含む。)
- (2) 補助対象経費

事業に必要な職員基本給（職員俸給、扶養手当、地域手当）、職員諸手当（管理職手当、初任給調整手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、住居手当）、法定福利費、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料損料、賃金、役務費、会議費、委託費とする。

なお、本補助金は予算の範囲内において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)などの関係法令のほか、別に定める交付要綱の定めにより交付する。

5. 事業の実施期間

令和5年 月 日～令和6年3月31日

(予算成立を前提とするため、令和5年4月1日又は予算成立日又は法人選定日のいずれか遅い方を始期とする。)

6. 応募法人の審査

(1) 審査の方法

法人の採択については、健康局難病対策課において応募要件に該当する旨を確認した後、応募内容等を審査するが、審査に当たっては、当課に「からだの痛み相談・支援事業実施法人選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)」を設置し、審査委員の意見を聴いて定めた審査基準に基づき

実施する。

審査委員会は、申請者から提出された応募書等の内容について、書類審査及び必要に応じヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も優秀と認められる法人を選定する。

審査は、非公開で行い、その経緯は通知せず問い合わせにも応じない。
なお、提出された応募書等の審査資料は、返却しない。

(2) 審査の手順

審査は以下の手順で実施する。

① 形式審査

提出された応募書等について、健康局難病対策課において応募要件への適合性について審査する。

なお、応募の要件を満たしていないものについては、②以降の審査対象から除外する。

② 書類審査

審査委員会により書類審査を実施する。

③ ヒアリング審査

必要に応じて審査委員会により申請者(代理も可) に対してヒアリング審査を実施する。

④ 最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施し、法人を決定する。

(3) 審査の基準

審査の基準は以下のとおりとする。

① 事務処理能力(業務遂行体制の妥当性)

- ・事業を実施するために必要な体制(人員、事務処理体制(国庫補助金の事務処理を含む。)、管理体制)を有しているか。
- ・事業を的確に実施するために十分な管理運営能力があるか。
- ・実施する業務について十分な理解があるか。
- ・本事業の事業事務局が事業を円滑に実施するための体制となっているか。

② 知見について(医療及び患者に関する知見の有無)

- ・医療や慢性の痛みに関する事業の実施経験はあるか。
- ・医療関係者の協力を得る体制を有しているか。

③ 事業内容の妥当性

- ・事業内容が本事業の目的に沿う内容となっているか。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募法人に対して通知する。

なお、補助金については、採択の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付される。

7. 事業の実施について

法人採択後、必要な手続きを経た後、速やかに事業を実施すること。

8. 応募方法等

提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

以下の書類を10部提出すること。

① からだの痛み相談・支援事業実施法人応募書（別紙）

② 経費内訳書(見積書)

事業を実施するために必要な経費のすべての額(消費税及び地方消費税額を含む。)を記載した経費内訳書

③ 法人の概要、定款(又は規約)、業務方法書など応募法人の活動が分かる資料

(2) 提出期限等

① 提出期限

令和5年3月10日(金)17時(必着)

② 応募書の提出先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

中央合同庁舎5号館19階

厚生労働省健康局難病対策課難病調査研究係

担 当：稗田

TEL：03-5253-1111（内線2355）

FAX：03-3593-6223

③ 提出方法

原則として「郵送又は宅配便」とするが、直接持参も可とする。ただし、直接持参する場合は、事前に提出先に連絡すること。

「FAX」又は「電子メール」による提出は不可とする。

④ 提出に当たっての注意事項

(ア) 受付時間は月曜日から金曜日の10時から17時までとする。

(イ) 理由の如何にかかわらず、提出した応募書等を変更又は取り消すことはできない。

- (ウ) 提出された応募書等は、当該審査以外に提出者に許可なく使用しない。
- (エ) 応募書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (オ) 電話による質問、ヒアリング及び追加資料の提出を求める場合があるので、その場合は速やかに対応をお願いしたい。
- (カ) 一者当たり1件の申請を限度とし、それを超える申込みを行った場合はすべての申請を無効とする。
- (キ) 虚偽の記載をした申請は無効とする。
- (ク) 応募資格を満たさない者の申請は無効とする。
- (ケ) 前記(カ)から(ク)までに掲げるほか、本公募要領に違反した申請は無効とする。

9. 評価の実施

「からだの痛み相談・支援事業実施法人の公募に係る審査評価基準及び採点表」に基づき評価を行い、事業の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を選定し、契約候補者とする。

10. 応募審査スケジュール

応募期間：令和5年2月27日(月)～令和5年3月10日(金) (必着)

審査：令和5年3月中旬

結果連絡：令和5年3月下旬

※ 上記スケジュールは目安であり諸般の事情により変更されることがある。

(別紙)

からだの痛み相談・支援事業実施法人応募書

1 事務処理体制

法人の組織、本事業を行う体制、人員について記載して下さい。

2 知見の妥当性

医療や慢性の痛みに関する事業の実施経験、医療関係者の協力を得る体制について、記載して下さい。

3 事業内容

(1) 相談事業

次の観点を踏まえて記載して下さい。

- ・最新の知見も踏まえた情報の発信について
- ・患者、家族の視点を意識した、わかりやすい情報提供について
- ・相談事例の集積について

(2) 普及啓発事業

次の観点を踏まえて記載して下さい。

- ・痛みの消失を目的とせず、痛みと向き合い受容すること及び慢性の痛みを抱える患者、家族、医療関係者だけでなく社会全体で痛みに関心を持ち、理解するような働きかけについて

(3) 「痛み」に関する理解促進事業

次の観点を踏まえて記載して下さい。

- ・(2) 普及啓発事業の他に、企業や介護事業者等の患者の周囲にある者に対して、より詳しく痛みに関する理解を促進するような具体的な取り組みについて

※斜字体は削除して下さい。